

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

令和6年7月3日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項〔新設〕
届出日	令和5年12月5日
担当部署	オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹	札幌市東区北八条東四丁目1番20号

2 届出事項

(1)店舗名及び住所	サツドラ小清水町店 北海道斜里郡小清水町元町2丁目628-3、628-14、628-15	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストアー 札幌市東区北八条東四丁目1番20号 代表取締役 富山 浩樹	
(3)新設日	令和6年8月6日	
(4)店舗面積の合計	1,274 m ²	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	48台
	駐輪場の収容台数	16台
	荷さばき施設の面積	40 m ²
	廃棄物保管施設の容量	11 m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	午前7時から午後9時50分まで
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午後10時まで
	駐車場の出入口数	出入口2箇所
	荷さばき時間帯	午前6時から午後10時まで

3 審査事項

(1)駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 48台 = 設置台数 48台
	従業員駐車場等の整備	46台
	駐輪場の整備	16台

	来客車両等の入出庫方法	平面自走式 オペレーター無し					
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮する。 一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮する。 					
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 各出入口に「一旦停止」等の路面標示及び看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保、交通安全対策に配慮する。 場内においては、低速走行を促す看板を設置して、ドライバーの交通安全意識の啓蒙を図る。 敷地の境界には、チェーン及びポールを設置して、駐車場の出入口以外からの侵入防止に努める。 					
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努める。 <p>なお、配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。</p>					
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> 除排雪業者と契約し、降雪 10cm 以上で出勤し店舗開店前までに終了させる。なお、降雪状況に応じて適時排出し、来客用駐車台数の確保に務める。また、公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努める。 					
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	規制基準値	予測結果	評価		
		1	55dB	33dB	○		
		2	55dB	33dB	○		
		3	55dB	39dB	○		
		4	55db	37db	○		
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	規制基準値	予測結果	評価		
		1	45dB	22dB	○		
		2	45dB	21dB	○		
		3	45db	21db	○		
		4	45dB	23dB	○		
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果		評価
					(敷地境界)	(住居壁際)	
		a1	冷凍機 ①	40dB	45dB	22db	○
	a2	排気 ①	40dB	41dB	13db	○	
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> 計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮する。 搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。 					

	附帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮する。
	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉店後については、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蝟集による騒音防止対策を講じる。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題について適正な対応策を講じる。 ・ 住民から苦情が発生した場合は迅速に対応を図る。
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.935 m ³ ≤ 設置容量 10.875 m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物保管施設は屋外に設置するが、開閉時以外は施錠して管理するので、廃棄物が飛散することはない。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・ 法や条例に基づき適切な運搬・処理をする。 ・ 設置容量は指針による容量を充分上回っており不足することはない。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。 ・ ビン、カン、ペットボトルの分別をしてリサイクル資源化に配慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在庫管理を徹底し食品ロスにならないよう努める。まれに食品の廃棄があると想定されるが、商品はパッケージ包装されているため、悪臭は発生しない。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じていく。
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは 10 ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 ・ 当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る努力をする。 	
(5) 防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う。 	
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉店後は建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・ 自治会の防犯活動などへの適切な協力を配慮する。 ・ 所管警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。 	
(7) 関係行政機関との協議状況		

公安委員会		
北海道北見方面 斜里警察署地域・交通課	令和5年10月26日 届出書案一式を提出し、概要を説明。 <u>斜里警察署</u> ①右折入出庫は特に規制しない。 ②出入口に一旦停止、学童注意の看板を設置すること。 <u>対応方針</u> 承知した。	
北海道警察本部 交通部交通規制課	令和5年11月7日 <u>道警本部</u> オープン時に道道跡佐登小清水線から左折で町道中学 学園通りに入って右折で入庫する車両によって渋滞が 発生する可能性があるため、警備員を配置して道道跡佐 登小清水線の入り口に誘導すること。 <u>対応方針</u> 承知した。	
地元市町村		
小清水町役場 建設課 企画財政課	令和5年10月26日 届出書案一式を提出し、概要を説明する。 <u>小清水町役場</u> ①道路管理者とは町が協議を行う。 ②出入口①及び②は中学生の通学路に該当するため、学 童注意の看板を設置すること。 <u>対応方針</u> 承知した。	

4 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	令和6年4月22日付け小清水町発信文書にて「意見なし」
(2)住民等の意見	意見なし

5 道（オホーツク総合振興局連絡調整会議）の意見

意見なし
